

第3回（2025年） 登録送電線工事基幹技能者 講習のご案内

- 登録基幹技能者の講習修了資格は、講義を規定時間受講した者が試験に合格した場合に取得できます（有効期間5年の講習修了証を交付）
- 講習修了者には、建設業法に定める「主任技術者」資格が付与されます
- 過去2回の講習で**177名の登録送電線工事基幹技能者が誕生しました**
- 第3回2025講習（講義・試験）のスケジュール
 - ・講習申込 3月17日～4月30日（HPの受講申込フォームから）
 - ・書類受付 5月01日～5月30日（学習管理システムにアップロード）
 - ・講義期間 6月15日～7月31日（e-ラーニングによる学習）
 - ・試験期日 8月23日（土）午後（全国各地のテストセンターにて試験）
- 第3回講習から次のシステムを導入します■
 - ・e-ラーニングは顔認証システムで本人確認します（新規受講者が対象）
 - ・講義内容に対する質問は、学習管理システムから質問できます
 - ・申込フォームに登録した所属会社の申込み支援窓口には講習情報を共有します



一般社団法人 送電線建設技術研究会

登録送電線工事基幹技能者 講習委員会

第3回 2025 登録送電線工事基幹技能者講習のご案内

1. 認定講習について

この認定講習は、建設業法施行規則第18条の4の規定に基づき実施する送電線工事従事者の国土交通省認定資格「登録送電線工事基幹技能者」について、認定評価を行うための講習です。

講習受講者は、建設業法における建設工事の種類「電気工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」に関わる送電線工事の実務経験が必要です。

講習修了者（合格者）は、建設業法の「主任技術者」要件を満たす者と認定されます。

2. 講習実施団体・登録基幹技能者制度推進協議会

■講習実施団体

一般社団法人 送電線建設技術研究会（以下、送研と表示する）

〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-3-6 楓ビル4F

URL <http://www.sou-ken.or.jp/>

■登録基幹技能者制度推進協議会

事務局 一般財団法人 建設業振興基金

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル

URL <https://www.kensetsu-kikin.or.jp/>

3. 登録送電線工事基幹技能者の職務

登録送電線工事基幹技能者は、建設工事現場において職長等を管理するものとして、おおむね次の業務を行い、現場における直接の生産活動において基幹的役割を担います。

- 1 安全、品質、工程管理等に係わる元請技術者の支援
- 2 現場の状況に応じた施工方法等に係わる提案、調整
- 3 現場の作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業の方法・手順の構成、検討・実施
- 4 一般の技能者の施工に係わる作業管理・指示・指導
- 5 前工程・後工程に配慮した他の基幹技能者・職長との連絡・調整等

4. 受講資格要件

次に示す要件をすべて満たすものでなければなりません。

- (1) ■実務経験要件 ■送電線工事に関し、建設業法に定められている「電気工事」または「とび・土木・コンクリート工事」のいずれかの建設工事の種類について、10年以上の実務経験並びに3年以上の職長経験を有する者

第3回 2025 登録送電線工事基幹技能者講習のご案内

(2) ■資格要件■ 次のイからハに掲げる条件のいずれか一つを満たす者

イ 電気工事施工管理技士又は土木施工管理技士(2級以上)資格を有する者

ロ 安全優良職長厚生労働大臣顕彰を有する者

ハ 次の①と②に掲げる条件の双方を満たす資格を有する者

① 以下の4資格をすべて有すること

- ・ 特別高圧電気取扱者 特別教育
- ・ 玉掛け技能講習
- ・ 小型移動式クレーン運転 技能講習 (又は免許)
- ・ 送電線作業用フルハーネス型墜落制止用器具 特別教育

② 以下の3資格のうち、いずれか1資格を有すること

- ・ 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者 技能講習
- ・ 足場の組立て等作業主任者 技能講習
- ・ 建築物の鉄骨の組立て等作業主任者 技能講習

5. 受講申込みに必要な証明書類

受講資格要件を満たす証明として、次の書類を準備してください。

① 実務経験10年以上は、事業主が証明した実務経験証明書

※受講者が事業主の場合(一人親方等)は、記載事実に相違ない旨の誓約書欄に自署・押印が必要です。

② 職長経験3年以上は、事業主が証明した実務経験証明書、および労働安全衛生法第60条に定める教育(建設業)の修了証(写)

③ 受講資格要件を証明する書類(特別教育・技能講習の修了証の写し)

6. 講習(講義・試験)の方法

■講義(e-ラーニング)■

・ 講義は、学習管理システム(LMS)により「e-ラーニング」を使用します。

書類に不備のない申込者には、受講認定およびe-ラーニングの「URL・ユーザID・パスワード」を通知します。e-ラーニングを受講してください。

e-ラーニングに顔認証システムを導入して本人確認を行います(新規受講者が対象)

・ 「受講者があらかじめ講習を申込みした者であることを確認すること」の規定(建設業法)に準拠して、e-ラーニングは顔認証システムで本人確認を行います。

→ e-ラーニングには事前に講習申込者の顔写真を登録します。動画再生時は受講者の顔と登録された顔写真を照合して、受講者が申込者本人であることを確認します。

第3回 2025 登録送電線工事基幹技能者講習のご案内

■ 講義修了通知（8月1日） ■

- ・ e-ラーニングを規定時間学習した受講者には「講義修了」を通知します。あわせて、試験前日まで学習できる「自習用 e-ラーニング（再生倍速自由）」を配信します。
- ・ e-ラーニング学習が規定時間に満たない受講者には「受講時間不足」を通知します。この場合、講義未受講となるため、試験の受験資格はありません。

■ 試験 ■

- ・ 試験は、全国各地にあるテストセンターを試験会場とし、パソコンを使用した試験（C B T）により実施します。
- ・ 事前に全国 300 ヶ所程度あるテストセンター（試験会場）の中から、受験者が都合の良い所在地の試験会場を選択（登録）し、その試験会場で受験します。
- ・ 試験会場の事前登録は、「C B T 受験者専用サイト」から実施してください。受講認定通知でお知らせする「URL、およびユーザID、パスワード」でサイトにアクセスし、地域・都道府県・テストセンター名（試験会場）を選択し登録します。

7. 講習（講義・試験）の開催日

- 講義期間 ■ 2025年6月15日～7月31日（新規受講者の初回再生は1.0倍）
- 自由学習 ■ 2025年8月 1日～8月22日（再生倍速自由選択）
- 試験日時 ■ 2025年8月23日（土）午後（60分）

8. 講習の受講料・振込先

■ 講習受講料（税込み価格） ■

講習区分	受講料(円)	対象者等
新規受講1種	22,000	電気工事業、とび土工工事業のうち1業種の認定を希望する者
講義受講免除	16,500	第2回講習で e-ラーニングを規定どおり受講した者 ^{※1}
建設業の追加	11,000	講習修了証に記載の建設業以外の建設業の認定を希望する者 ^{※2}
新規受講2種	33,000	電気工事業、とび・土工工事業の2業種の認定を希望する者

※1：対象者には第3回 2025 講習の「講義受講免除通知」をメールで通知します

※2：例：電気工事業の認定を受けた者が、とび土工工事業の追加認定を希望する場合

・ 受講料には、交通費、宿泊費などは含みません。

・ 申込受付後は、受講料は返却いたしません。

ただし、書類審査により受講が認められない場合は、受講料を返金します。

第3回 2025 登録送電線工事基幹技能者講習のご案内

■受講料振込先■

・受講料は、次のいずれかの指定口座に振込み下さい。

三菱 UFJ 銀行 (0005)

- ・八重洲通支店 (022) 普通預金 0870264
- ・口座名義 一般社団法人 送電線建設技術研究会
[シャソウゲンセンケンセツギジユツケンキョウカイ]

ゆうちょ銀行

○ゆうちょ銀行から振替口座として利用される場合

- ・口座記号番号 00120-6-421809
- ・口座名称 登録送電線工事基幹技能者講習
[トウロクソウゲンセンコウジキカンギノウシャコウシユウ]
- ・払込・払出店 神田今川橋

○他行から振込口座として利用される場合

- ・店名(店番) 〇一九(ゼロイチキョウ)店(019)
- ・預金種目 当座
- ・口座番号 0421809

■受講料の領収書は、取扱金融機関等の「振込受領証」により代えさせていただきます
恐縮ですが、振込み手数料は受講者をご負担下さい

9. 申込受付期間

■受講申込受付期間■：2025年3月17日(月)～4月30日(水)

受講申込は、送研ホームページ「登録基幹技能者・認定講習の受講方法」に掲載する
→**受講申込フォーム**より申込みください。

受講申込フォームの登録(送信)をもって「受講申込み」とします。

■受講申込フォーム■

申込みフォームには次の事項を入力してください。

- ・受講者の「登録メールアドレス・氏名・生年月日・住所・電話番号」
- ・所属会社の「会社名、所属部署、住所、電話番号」
- ・所属会社に申込み支援窓口がある場合は「所属部署、担当者、メールアドレス」
※支援窓口には、講習申込みに関する必要事項を情報共有します
- ・講習区分(新規受講1種・講義受講免除・建設業の追加・新規受講2種から選択)
- ・建設業の種類(「電気工事業」・「とび・土工工事業」から選択)
- ・講習テキストの郵送先(講習区分が新規受講の受講者)

第3回 2025 登録送電線工事基幹技能者講習のご案内

※講習区分が「講義受講免除・建設業の追加」の場合はP11以降をご覧ください。

■受講申込受付通知■

受付した受講申込者には「受付番号」「講習申込書類の確認要領」「実務経験証明書 Excel版（記入用）」申込書類をアップロードするための「学習管理システムのURL, ユーザID, パスワード, アップロード方法」を登録メールアドレス宛に送信します。

※**実務経験証明書 Excel版（記入用）は受講申込後に送信します。**

■申込書類受付期間■：2025年5月1日(木)～5月30日(金)

受講申込書類の提出は、**2025年5月1日以降**に電子データにして学習管理システムにアップロードします。詳細は「12. 受講申込書類の確認要領」をご覧ください。

- ・受講者の顔写真（書類No.000）・・・JPG又はPDF
- ・実務経験証明書（書類No.010）・・・Excel
- ・資格証明書写し（書類No.020～060）・・・JPG又はPDF
- ・受講料払込証明書写し（書類No.070）・・・JPG又はPDF

「実務経験証明書（書類No.010）」は、所属会社の代表者印を押印した原本（本書）を、後日「11. 講習申込み先（講習委員会）」に郵送してください。

10. 教材

- ・登録基幹技能者 共通テキスト（第5版）・・・建設業振興基金発行
- ・登録送電線工事基幹技能者 講習テキスト・・・送研発行
- ・登録送電線工事基幹技能者 補足テキスト・・・送研発行（必要の都度）

11. 講習申込先（講習委員会）

- 住所 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-3-6 楓ビル4階
- 宛先 一般社団法人 送電線建設技術研究会内
登録送電線工事基幹技能者 講習委員会
- 電話 代表 03-3253-6200 講習事務 080-3715-5886
- Mail kosyu_zimu@souden.team

12. 受講申込書類の確認要領

「受講申込書類」は、以下の要領で学習管理システムにアップロードしてください。

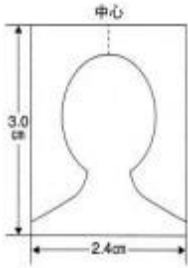
- ・電子データのファイル名は、受講申込受付通知でお知らせする「受付番号・書類No.」と「氏名」をファイル名にしてください。

例：受付番号 25A000, 書類No. 000, 氏名 送電次郎 → 25A000-000 送電次郎.JPG

第3回 2025 登録送電線工事基幹技能者講習のご案内

■受講者の顔写真・書類No.000 (例: 25A000-000 送電次郎.JPG)

顔写真は、講習合格者に発行する「講習修了証」の写真として使用しますので、画像の電子データをお送りください。スマホ自撮り写真でOKです。



写真撮影上の留意事項

- 1 申込者本人のみがカラー写真で撮影されたもの
- 2 6ヶ月以内に撮影されたもの
- 3 無帽、無背景、縁なし、正面肩口まで入るよう撮影したもの
- 4 縦横比（概ね縦5：横4）を変更していないもの

※写真サイズは概ねでOK。講習修了証でサイズ調整します（縦横比を変えません）

■実務経験証明書・書類No.010 (例: 25A000-010 送電次郎.xls)

- ・実務経験証明書の「証明者」は事業主です。証明者欄に所属会社の住所、会社名、代表者氏名を記入し、代表者印（丸印）を押印してください。
- ・「証明者」は、会社代表者に代えて、会社が管理する「職位印」がある担当役員（取締役工事部長等）でも可能です。
- ・受講申込者が事業主（証明者）の場合は、必ず「誓約欄」に自署・押印してください。

不適切な事案を認めた場合のペナルティ

実務経験は法令で事業主の証明を求める重要書類です。実務経験期間などについて事実との相違が認められた場合は、本人もしくは所属会社全員の受講資格又は合格を取消しすることがあります。

受講者及び証明者（事業主・会社代表者）はご注意ください。

■職長教育修了証・書類No.020 (例: 25A000-020 送電次郎.JPG)

労働安全衛生法第60条に定める教育の修了証（職長教育修了証又は職長・安全衛生責任者教育修了証）の写し（交付番号・交付年月日・氏名・生年月日・教育実施機関の名称・印が判読できること）

■資格の証明・書類No.030～060

○施工管理技士合格証明書の写・書類No.030 (例: 25A000-030 送電次郎.JPG)

※登録番号・交付年月日・氏名・生年月日・写真が判読できること

○安全優良職長厚生労働大臣顕彰状の写・書類No.040 (例: 25A000-040 送電次郎.JPG)

※氏名・受賞年月日が判読できること

第3回 2025 登録送電線工事基幹技能者講習のご案内

○必須4資格（特別教育・技能講習）の修了証の写し

- ・特別高圧電気取扱者特別教育・書類No.051（例：25A000-051 送電次郎.JPG）
- ・玉掛け技能講習・書類No.052・・・（例：25A000-052 送電次郎.JPG）
- ・小型クレーン運転技能講習又は免許・書類No.053（例：25A000-053 送電次郎.JPG）
- ・送電用フルハーネス型墜落制止用器具特別教育・書類No.054
（例：25A000-054 送電次郎.JPG）

※教育等の名称・交付番号・交付年月日・氏名・生年月日・教育等実施機関の名称・印が判読できること

○選択資格のうち、いずれか一つの技能講習修了証の写し

- ・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者・書類No.061（例：25A000-061 送電次郎.JPG）
- ・足場の組立て等作業主任者・書類No.062・・・（例：25A000-062 送電次郎.JPG）
- ・建築物の鉄骨の組立て等作業主任者・書類No.063（例：25A000-063 送電次郎.JPG）

※講習の名称・交付番号・交付年月日・氏名・生年月日・講習実施機関の名称・印が判読できること

■受講料払込の証明・書類No.070（例：25A000-070 送電次郎.JPG）

- ・受講料の振込み金融機関の払込受領証

13. 受講認定の通知

提出書類に不備なく講習委員会で受講が認定された講習申込者には「受講認定通知」を登録メールアドレス宛に送信（5月30日以降）します。

■登録メールアドレスに送信するもの

○5月30日以降に送信するもの

- ・受講認定通知
 - ・試験会場予約用「CBT受験者専用サイト」のURL，ユーザID，パスワード
- ※試験会場は6月11日までの登録を推奨します。12日以降でも登録できますが、空き席が減少し、希望する試験会場を予約できない場合があります。

○e-ラーニング講義開始までに送付するもの

- ・講義用「学習管理システム」のURL，ユーザID，パスワード

■受講者の指定住所に郵送するもの

- ・登録基幹技能者 共通テキスト（第5版）・・・建設業振興基金発行
- ・登録送電線工事基幹技能者 講習テキスト・・・送研発行

第3回 2025 登録送電線工事基幹技能者講習のご案内

14. 講習（講義）プログラム

■受講科目と受講時間を以下に示す。

科目	内容	講習時間
1.基幹技能一般知識に関する科目 2.関係法令に関する科目	第1章 登録基幹技能者制度の意義と役割 第1章補足 関係法令	3 時間
3.建設工事の施工管理・ 工程管理・原価管理等 その他の技術上の管理 に関する科目	第2章 施工管理と施工計画	3 時間
	第3章 工程管理	1 時間
	第4章 原価管理	1 時間
	第5章 品質管理	1 時間
	第6章 安全管理	2 時間
	第7章 新しい技術	1 時間
合 計		12 時間

- ・以上のプログラムを e-ラーニングにより受講して戴きます。
- ・ e-ラーニングによる受講状況は、受講者毎に学習管理システムにより、受講科目・受講時間等が記録管理されます。

■講義内容に関する質疑応答

- ・講義期間中は、学習管理システムの e-ラーニングの動画名称画面から「質問」ができます。（画面最下部にある「この配信に質問する」から質問できます）
- ・講師からの回答は、質問の日から 3 営業日以内に学習管理システムで回答します。
- ・質問と回答は、学習管理システムのトップ画面「質問 BOX」から閲覧できます。

15. 講習（試験）

- ・試験日時は、2025年8月23日（土）13：30～14：30です。
テストセンターの受付時間は、試験開始30分前からです。
- ・試験当日は、テストセンター（試験会場）に到着後、受付エリアで顔写真付きの身分証明書（運転免許証）により本人確認と試験方法の説明を受け「受験ログイン情報」を受取り試験室に入室します。
- ・試験室では、パーティションで一人ずつ仕切られた机に配置してあるパソコンを用いて受験します。私物は持ち込みできません（指定のロッカー等に収納）
- ・試験中は、テストセンターの試験官が室内又はカメラ等で監視します。

第3回 2025 登録送電線工事基幹技能者講習のご案内

20. 助成金のご案内 建設事業主に対する助成制度です

登録基幹技能者講習は、厚生労働省の助成金制度の対象になっています。

■人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）■

- 受給要件：中小建設事業主が雇用する建設労働者に登録基幹技能者講習を受講させる
- 助成金：経費助成（e-ラーニング講習は、賃金助成の対象外になりました）
- 申請先：建設事業主の所在地を管轄する都道府県労働局です
- 申請期限：講習終了日（試験の日）から2ヶ月以内 ※厚生労働省に確認済み
- 申請書類：申請用の証明書類を希望される事業者は、講習事務までお申し出ください
※所属会社、申請担当者名前・メールアドレス、講習受講者名をお知らせ下さい
- 証明書類：講習終了日後に発行して申請担当者にメールで送信します
 - ・建技様式第3号別紙1（助成金支給申請内訳書）
 - ・講習受講証明書
 - ・e-ラーニング受講記録（労働局の申請受付窓口から要請があった場合のみ）

※詳細は、厚生労働省のホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000201717_00006.html
から「建設事業主等に対する助成金のご案内」をご確認ください

21. 添付書類

- 添付書類1：講習受講手続きフロー
- 添付書類2：受講に必要な申込書類
- 添付書類3：実務経験証明書（記載例）

以上

「講義受講免除」のご案内（前回講習における e-ラーニング修了者）

以下、本編に追加してご案内します。共通事項は本編を確認ください

■講義受講免除■の取扱いについて

登録基幹技能者講習において、試験が不合格であっても、講義（e-ラーニング）を規定どおり修了した者は、翌年度実施する講習（試験）を再受験できるものとしています。

その際には、講習の講義（e-ラーニング）について受講が免除されます。

5. 受講申込みに必要な証明書類

- ・「受講者の顔写真」（6ヶ月以内に撮影したもの）を提出ください。講習修了証の写真に使用します。
- ・その他、必要な証明書類はありません（前回講習の証明書類を適用します）
ただし、所属会社が変わった場合には申し出ください。

6. 講習（講義・試験）の方法

■講義（e-ラーニング）■

- ・講義は受講免除されます。
ただし、試験に向けた学習用に「e-ラーニング」を配信します。
- ・受講認定通知でお知らせする「URL、ユーザID、パスワード」でLMSにアクセスし、e-ラーニングを学習してください。
- ・e-ラーニング配信期間
→2025年06月15日～08月22日（再生は倍速選択自由：早送り可）

■試験■

- ・試験は、全国各地にあるテストセンターを試験会場とし、パソコンを使用して実施する試験（CBT）により実施します。
- ・事前に全国300ヶ所程度あるテストセンター（試験会場）の中から、受験者が都合の良い所在地の試験会場を選択（登録）し、その試験会場を受験します。
- ・試験会場の事前登録は「CBT受験者専用サイト」から実施します。
受講認定通知でお知らせする「URL、ユーザID、パスワード」でサイトにアクセスし、地域・都道府県・テストセンター名（試験会場）を選択し登録します。

7. 講習（講義・試験）の開催日

- 試験日時■ 2025年8月23日（土）午後（60分）

8. 講習の受講料・振込先

■講習受講料■

- ・講義受講免除 16,500円（税込み）
- ・受講料には、交通費、宿泊費は含みません。
- ・申込受付後は、受講料は返却いたしません。

■受講料振込先■

- ・本編「講習のご案内」におなじ

9. 申込受付期間と方法

■受講申込期間■：2025年3月17日(月)～4月30日(木)

講習の受講申込は、送研ホームページ「登録基幹技能者」「認定講習の受講方法」に掲載する「[→受講申込フォーム](#)」により申込みください。

受講申込フォームの登録（送信）をもって「受講申込」とします。

■受講申込フォーム■

申込みフォームには次の事項を入力してください。

- ・受講者の「登録メールアドレス・氏名・生年月日・住所・電話番号」
 - ・勤務先の「会社名、所属部所、住所、電話番号」
 - ・所属会社に申込み支援窓口がある場合は「所属部署、担当者、メールアドレス」
- ※支援窓口には、講習申込みに関する必要事項を情報共有します
- ・講習区分は「講義受講免除」を選択してください。

■受講申込受付通知■

受講申込を受付した方には「受付番号・申込書類の確認要領」と申込書類をアップロードするための「学習管理システムのURL、ユーザID、パスワード、アップロード方法」を登録メールアドレス宛に送信します。

■申込書類受付期間■：2025年5月01日(金)～5月30日(金)

受講申込書類の提出は、2025年5月1日以降に電子データにして学習管理システムにアップロードしてください。「12. 受講申込書類の確認要領」をご覧ください。

- ・受講者の顔写真（書類No.000）・・・JPG 又は PDF
- ・受講料払込証明写し（書類No.060）・・・JPG 又は PDF

10. 教材

講習テキストは郵送いたしません。

ただし、関係法令の改正などに伴って、第3回講習ではテキストの一部を更新したので該当する「第1章補足 関係法令」と「第7章新しい技術」を郵送します。

11. 講習申込先

本編「講習のご案内」におなじ

12. 受講申込書類の確認要領

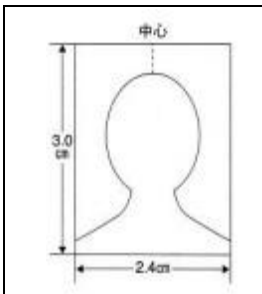
「受講申込書類」は、下記の要領で学習管理システムにアップロードしてください。

電子データのファイル名は、申込受付通知でお知らせする「受付番号・書類No.」
と「氏名」をファイル名にしてください。

（例：受付番号 25A000，書類No. 000，氏名 送電次郎 →25A00-000 送電次郎.JPG）

■受講者の顔写真・書類No.000（例：25A000-000 送電次郎.JPG）

顔写真は、講習合格者に発行する「講習修了証」の写真として使用しますので、画像の電子データをお送りください。スマホ自撮り写真でOKです。



写真撮影上の留意事項

- 1 申込者本人のみがカラー写真で撮影されたもの
- 2 6ヶ月以内に撮影されたもの
- 3 無帽、無背景、縁なし、正面肩口まで入るよう撮影したもの
- 4 縦横比（概ね縦5：横4）の変更をしていないもの

※写真サイズは概ねでOKです。修了証作成時に縦横比を変えずにサイズ調整します。

■受講料払込の証明・書類No.070（例：25A000-070 送電次郎.JPG）

・受講料の振込み金融機関の払込受領証

■その他の申込み書類

・第2回2024講習の申込み書類を流用します。

13. 受講認定の通知

提出書類に不備なく講習委員会で受講が認定された講習申込者には「受講認定通知」を登録メールアドレス宛に送信（5月30日以降）します。

■登録メールアドレスに送付するもの

○5月30日以降に送信するもの

- ・受講認定通知
- ・試験会場予約用「CBT受験者専用サイト」のURL，ユーザID，パスワード

※試験会場は6月11日までの登録を推奨します。11日以降も登録できますが、空き席が減少し希望する試験会場を予約できない場合があります。

○6月15日（e-ラーニング講義開始）までに送付するもの

- ・学習用「学習管理システム（LMS）」のURL，ユーザID，パスワード

以上

「建設業の追加」のご案内（追加する建設業について実務経験要件を満たす者）

以下、本編に追加してご案内します。共通事項は本編をご覧ください

■建設業（種類）の追加■の取扱いについて

既に登録基幹技能者資格を保有する講習修了者が、講習修了証に記載した建設業の種類以外の建設業の種類を追加を希望する場合には、追加の申請を受け付けるものとし、その取扱いは次のとおりとする。

- ・講習修了証交付後に追加する建設業の種類について、資格要件を満たす場合に申請を認める。

資格要件は、追加する建設業の種類について「実務経験証明書」の提出を求め、送電線工事に関し、10年以上の実務経験並びに3年以上の職長経験を有する者であることを確認する。

この際の実務経験は、交付済の「講習修了証」に記載した建設業の種類に関する「実務経験証明書」と重複しないものであること。

- ・既に登録基幹技能者資格を保有する講習修了者のため、新たに講習は行わない。
- ・資格要件を満たすと認定された者には、講習修了証に追加する建設業の種類について追記し再交付する。
- ・有効期限は、既存の講習修了証の有効期限を引き継ぐものとする。

5. 受講申込みに必要な証明書類

講習修了証交付後に追加する建設業の種類について、資格要件を満たす証明として、次の書類を準備してください。

○事業主が証明した「実務経験証明書」（追加する建設業の種類に関するもの）

- ・受講者が一人親方等の事業主の場合は、記載事実に相違ない旨の誓約書欄に自署・押印が必要です。
- ・所属会社が変わった場合には申し出ください。

○「受講者の顔写真」（6ヶ月以内に撮影したもの）

- ・講習修了証の写真として使用します。

8. 講習の受講料・振込先

■講習受講料■

- ・建設業の追加 11,000円（税込み）
- ・申込受付後は、原則として受講料は返却いたしません。

■受講料振込先■

- ・本編「講習のご案内」におなじ

「建設業の追加」のご案内（追加する建設業について実務経験要件を満たす者）

9. 申込受付期間と方法

■受講申込期間■：2025年3月17日(月)～4月30日(木)

講習の受講申込は、送研ホームページ「登録基幹技能者」「認定講習の受講方法」に掲載する「**→受講申込フォーム**」により申込みください。

受講申込フォームの登録（送信）をもって「受講申込」とします。

■受講申込フォーム■

申込みフォームには次の事項を入力してください。

- ・受講者（申込者）の「登録メールアドレス・氏名・生年月日・住所・電話番号」
- ・勤務先（所属会社）の「会社名、所属部所、住所、電話番号」
- ・所属会社に申込み支援窓口がある場合は「所属部署、担当者、メールアドレス」
※支援窓口には、講習申込みに関する必要事項を情報共有します
- ・講習区分は「**建設業の追加**」を選択してください

■受講申込受付通知■

受講申込を受付した方には「受付番号・申込書類の確認要領」と申込書類をアップロードするための「学習管理システムのURL、ユーザID、パスワード、アップロード方法」を登録メールアドレス宛に送信します。

※実務経験証明書 Excel 版（記入用）は、受講申込後に送信します。

■申込書類受付期間■：2025年5月1日(金)～5月30日(金)

受講申込書類の提出は、**2025年5月1日以降**に電子データにして学習管理システムにアップロードします。詳細は「12. 受講申込書類の確認要領」をご覧ください。

- ・受講者の顔写真（書類No.000）・・・JPG または PDF
- ・実務経験証明書（書類No.010）・・・Excel
- ・受講料払込証明写し（書類No.070）・・・JPG または PDF

12. 受講申込書類の確認要領

「受講申込書類」は、下記の要領で作成した電子データを学習管理システムにアップロードしてください。

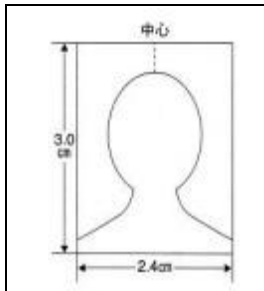
電子データのファイル名は、受講申込受付通知でお知らせする「受付番号・書類No.」と「氏名」をファイル名にしてください。

（例：受付番号 25C000，書類No.000，氏名 送電次郎 →25C000-000 送電次郎.JPG）

「建設業の追加」のご案内（追加する建設業について実務経験要件を満たす者）

■受講者の顔写真・書類No.000（例：25C000-000 送電次郎.JPG）

顔写真は、講習合格者に発行する「講習修了証」の写真として使用しますので、画像の電子データをお送りください。スマホ自撮り写真でOKです。



写真撮影上の留意事項

- 1 申込者本人のみがカラー写真で撮影されたもの
- 2 6ヶ月以内に撮影されたもの
- 3 無帽、無背景、縁なし、正面肩口まで入るよう撮影したもの
- 4 縦横比（概ね縦5：横4）の変更をしていないもの

※写真サイズは概ねでOKです。講習修了証はサイズ調整します（縦横比は変えない）

■実務経験証明書・書類No.010（例：25C000-010 送電次郎.xlsx）

- ・実務経験証明書の「証明者」は事業主です。証明者欄に所属会社の住所、会社名、代表者氏名を記入し、代表者印（丸印）を押印してください。
- ・「証明者」は、会社代表者に代えて、会社が管理する「職位印」がある担当役員（取締役工事部長等）でも可能です。
- ・申込者が事業主（証明者）の場合は、必ず「誓約欄」に自署・押印してください。
- ・「実務経験証明書（書類No.010）」は、所属会社の代表者印を押印した原本を、後日、講習委員会宛に郵送してください。

不適切な事案を認めた場合のペナルティ

実務経験は法令で事業主の証明を求める重要書類です。実務経験期間などについて事実との相違が認められた場合は、本人もしくは所属会社全員の受講資格又は合格を取消しすることがあります。

受講者及び証明者（事業主・会社代表者）はご注意ください。

■受講料払込の証明・書類No.070（例：25C000-070 送電次郎.JPG）

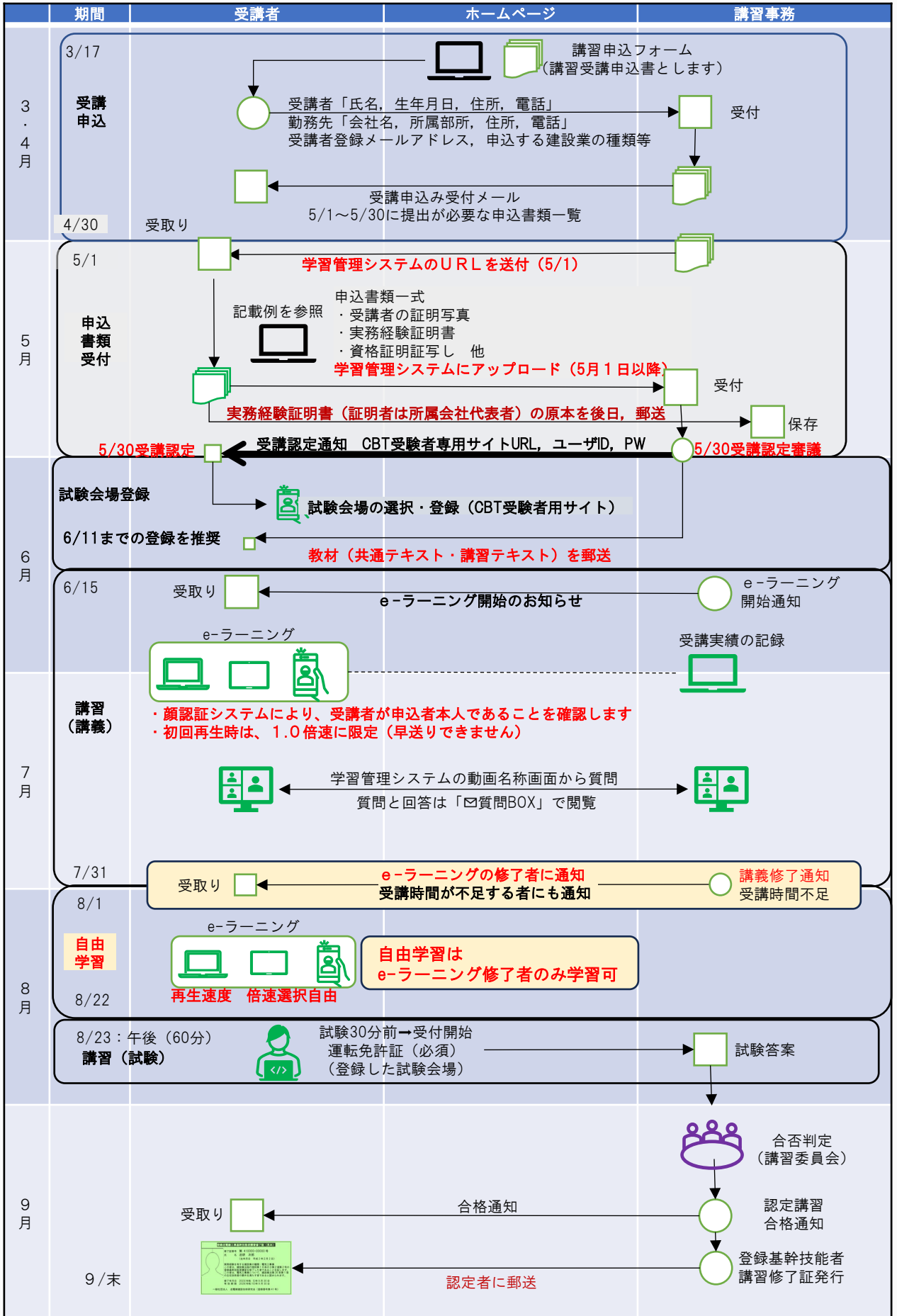
- ・受講料の振込み金融機関の払込受領証

■その他の申込書類

- ・前回講習の申込み書類を流用します。

以上

添付書類1：講習受講手続きフロー



添付書類 2 : 受講に必要な申込書類

登録送電線工事基幹技能者講習の受講に必要な申込書類一覧

受講に必要な申込書類は、講習区分毎に次のとおりです。(○印の書類を提出してください)

講習区分		新規受講 1 種 新規受講 2 種			講義受講 免除	建設業の 追加
受講に必要な申込書類		資格要件 イ 電気工事又は土木 の施工管理技士	資格要件 ロ 安全優良職長厚 生労働大臣顕彰	資格要件 ハ 特別教育及び技 能講習		
基本	顔写真 (6ヶ月以内に撮影)	○	○	○	○	○
	受講料払込み証明書 (金融機関の受領証)	○	○	○	○	○
実務 要件 経験	職長教育修了証	○	○	○		
	実務経験証明書 注2 (Excel版)	○	○	○		○
資格 要件	施工管理技士合格証	○				
	厚生労働大臣顕彰状		○			
	特別高圧電気取扱い特別教育			○		
	玉掛け技能講習			○		
	小型クレーン運転技能講習又は免許			○		
	送電用フルハーネス型墜落防止用器具特別教育			○		
	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習			○ (いずれか1種類)		
	足場の組立て等作業主任者技能講習					
建築物の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習						

注1 : 申込書類は画像データ (JPG・PDF) にしてアップロードしてください。(実務経験証明書は Excel)

注2 : 実務経験証明書の電子データは、Excel 版を提出ください。(画像データは不可)

後日、**証明者(所属会社代表者)**が押印した**原本(表紙・本書)**を次の住所宛てに郵送ください。

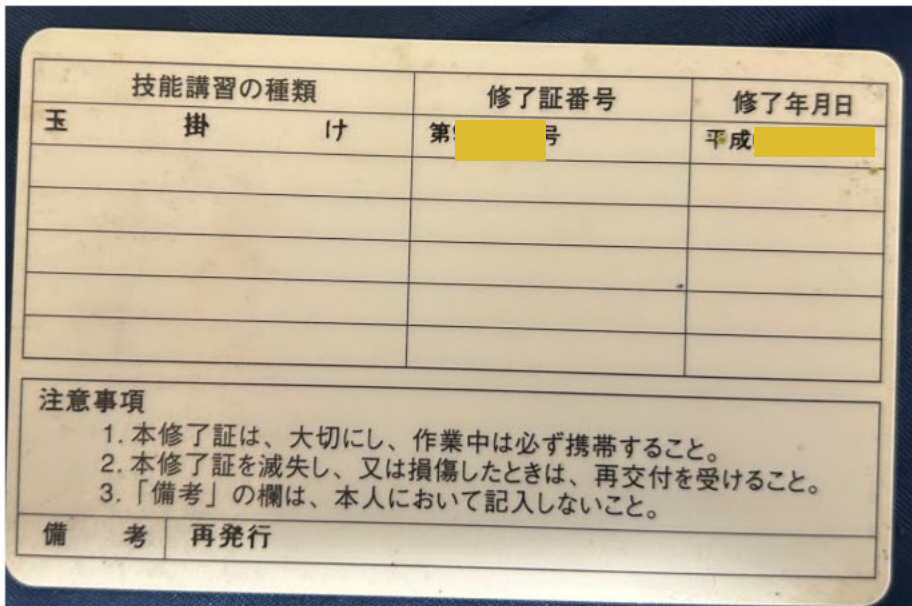
郵送先：〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-3-6 楓ビル 4 階

一般社団法人 送電線建設記述研究会 登録基幹技能者 講習委員会 宛て

注3 : 資格修了証の電子データは、教育等の名称・氏名・生年月日・修了番号・修了年月日・講習等の実施機関名・押印が判読できること。(カード型で両面に記載されている場合は、表と裏を提出ください)

受講に必要な申込書類（資格修了証）

カード型で必要事項が両面に記載されている場合の例



添付書類 3 : 実務経験証明書 (記載例)

第 3 回 (2025 年) 登録送電線工事基幹技能者 講習

実務経験証明書

書類No.010

色表示の凡例



記入欄



ブルダウン欄



自動表示欄



項目および説明表示欄

建設業種の区分	電気	工事業	に係る受講申込者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。
---------	----	-----	--------------------------------------

建設業種の区分は、下記のいずれかである必要があります。
2 業種を申込む場合は、それぞれの証明書を提出ください。

		証明年月日	2025年4月1日	西暦で入力ください	和暦自動表示	R7.4.1
電気	工事業	住 所	〒101-0047 東京都千代田区内神田2-3-6			
とび・土工	工事業	証明者	所属会社名	一般社団法人 送電線建設技術研究会		
			代表者氏名	理事長 大石 祐司	代表者印	

※証明事項に事実と相違がある場合には、合格しても取消される場合があります。

受講申込者	氏 名	送研 太郎	証明者の申込者との関係	所属会社の代表者		
	所属会社	(一社) 送電線建設技術研究会	生年月日	2000年1月1日	H12.1.1	

西暦で入力ください 和暦自動表示

実務経験の合計年数	建設業種の区分	実務 経験年数		職長 経験年数		経験年数は内訳から自動集計されます。
	電気 工事業	10 年	7 ヶ月	8 年	1 ヶ月	

受講申込者が証明者の場合は、証明者は必ず右の【誓約書】自署・押印してください。	<p>この証明事項に事実と相違がある場合には合格を取り消されても異存がないことを誓約いたします。</p> <p>【誓約書】</p> <p>誓約者氏名 印</p>
---	--

■ 記入上の注意

1. 実務経験の証明者は、事業主 (社長) の他、会社が管理する「職位印」がある担当役員 (取締役工事部長等) で可能です。
2. 建設業種 1 業種について、実務経験10年以上、そのうち3年以上の職長経験を記入してください。
講習区分「新規講習 2 種」を受講する場合は、「電気工事業」と「とび・土工工事業」の業種毎に実務経験証明書を作成してください。
3. 実務経験について、建設業に該当しない、保守点検・維持管理及び、測量・ボーリング等の調査は対象外です。

書類No.010 実務経験の内訳

色表示の凡例



記入欄



プルダウン欄



自動表示欄



項目および説明欄

			建設業種	電気	実務経験期間の合計		127 ヶ月	職長 期間の合計		97 ヶ月			
設備の 所有会社	電圧 (kV)	工事件名 ※件名ごとの実務経験期間に重複 が無いよう注意してください	工事の 作業内容	建設 業種	職長欄	実務経験 期間・月数					重複があると 表示されます ▼		
						開始月		～	終了月			期間	
1	その他	187	中四幹線(海峡部)除却工事来島ルート	架線	電気		2002年10月	平成14年10月	～	2005年03月	平成17年3月	30 ヶ月	
2	その他	66	栗林線電線張替Ⅰ期	架線	電気	職長	2006年09月	平成18年9月	～	2007年02月	平成19年2月	6 ヶ月	
3	その他	66	讃岐坂出線4他電線張替	架線	電気	職長	2007年10月	平成19年10月	～	2007年11月	平成19年11月	2 ヶ月	
4	その他	187	松山東線24他建替	架線	電気	職長	2007年12月	平成19年12月	～	2008年08月	平成20年8月	9 ヶ月	
5	その他	187	坂出火力線1他電線張替	架線	電気	職長	2009年08月	平成21年8月	～	2010年02月	平成22年2月	7 ヶ月	
6	その他	187	阿南火力線27他電線張替	架線	電気	職長	2010年11月	平成22年11月	～	2011年03月	平成23年3月	5 ヶ月	
7	その他	66	栗林線電線張替Ⅱ期	架線	電気	職長	2011年09月	平成23年9月	～	2012年03月	平成24年3月	7 ヶ月	
8	その他	187	坂出火力線36他電線張替	架線	電気	職長	2012年04月	平成24年4月	～	2012年07月	平成24年7月	4 ヶ月	
9	その他	66	仁尾線10他電線張替	架線	電気	職長	2013年10月	平成25年10月	～	2014年02月	平成26年2月	5 ヶ月	
10	その他	187	阿南幹線167他電線張替	架線	電気	職長	2014年03月	平成26年3月	～	2014年06月	平成26年6月	4 ヶ月	
11	その他	187	伊方南幹線仮ルート設置	架線	電気	職長	2014年07月	平成26年7月	～	2014年10月	平成26年10月	4 ヶ月	
12	その他	66	東丸亀線25他建替	架線	電気	職長	2015年01月	平成27年1月	～	2015年03月	平成27年3月	3 ヶ月	
13	その他	187	川内幹線25他電線張替	架線	電気	職長	2015年08月	平成27年8月	～	2015年11月	平成27年11月	4 ヶ月	
14	その他	187	坂出火力線70他電線張替Ⅱ期	架線	電気	職長	2015年12月	平成27年12月	～	2016年07月	平成28年7月	8 ヶ月	

設備の 所有会社	電圧 (kV)	工事件名 ※件名ごとの実務経験期間に重複 が無いよう注意してください	工事の 作業内容	建設 業種	職長欄	実務経験 期間・月数					重複があると 表示されます ▼		
						開始月		～	終了月			期間	
15	その他	187	松山東線 9 5 他建替	架線	電気	職長	2016年09月	平成28年9月	～	2017年01月	平成29年1月	5 ヶ月	
16	その他	187	坂出火力線 6 2 他電線張替	架線	電気	職長	2017年02月	平成29年2月	～	2017年08月	平成29年8月	7 ヶ月	
17	その他	187	豊浜線 6 9 他電線張替	架線	電気	職長	2017年09月	平成29年9月	～	2018年03月	平成30年3月	7 ヶ月	
18	その他	187	松山東線 5 8 他建替	架線	電気	職長	2018年04月	平成30年4月	～	2018年06月	平成30年6月	3 ヶ月	
19	その他	187	香川線 2 2 他建替	架線	電気	職長	2018年07月	平成30年7月	～	2019年01月	平成31年1月	7 ヶ月	
20									～				
21									～				
22									～				
23									～				
24									～				
25									～				
26									～				
27									～				
28									～				
29									～				
30									～				
31									～				
32									～				

※Excel版は100件まで記載できます

実務経験として、建設工事とは、認められない業務等の例示

千葉県 県土整備部発行の「建設業許可の手引きより（令和5年1月）」
【建設工事とは認められない（建設業許可を必要としない）場合の例】

- ・ 自社で施工する建売用住宅の建築
- ・ 建設現場への労働者派遣
- ・ 樹木の伐採・剪定、草刈り
- ・ 道路清掃
- ・ 設備や機器の運転管理や保守点検業務
- ・ 測量や調査（土壌試験、ボーリング調査を伴う土壌分析、家屋調査等）
- ・ 建設機械や土砂などの運搬業務
- ・ 船舶や航空機など土地に定着しない工作物の建造
- ・ 建設資材（生コン、ブロック等）の納入
- ・ 工事現場の養生（換気扇にビニールをかぶせる、窓にシートを張るなど。 はつり工事は、とび・土工工事）
- ・ トラッククレーンやコンクリートポンプ車リース（オペレータ付きリースは工事に該当する）

電気工事施工管理技士の受検の手引（令和4年度）における「実務経験として認められない業務等」

- ・ 工事着工以前における設計者としての基本設計、実施設計のみの業務
- ・ 設計、積算、保守、点検、維持、メンテナンス、事務、営業などの業務
- ・ 工事現場の事務、積算、営業等の業務
- ・ 工事における雑役務のみの業務、単純な労働作業など
- ・ 研究所、教育機関、訓練所等における研究、教育または指導等の業務
- ・ 据付調整を含まない工場製作のみの工事、製造及び修理
- ・ 入社後の研修期間
- ・ 人材派遣による建設業務（土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊もしくは解体の作業またはこれらの準備の作業に直接従事した業務は、労働者派遣事業の適用除外の業務のため不可。ただし電気工事の施工管理業務は除く）